

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月8日 08時57分ごろ
発生場所	沖縄県那覇港 那覇港新港第1防波堤南灯台から真方位071° 1.2海里付近 (概位 北緯26° 13.8′ 東経127° 40.3′)
事故の概要	実習船 ^{ほくほう} 北鳳丸は、西南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年11月8日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	実習船 北鳳丸、664トン
船舶番号、船舶所有者等	135355、北海道
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底キールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか22人が乗り組み、実習生等21人を乗せ、船長が、操船指揮をとり、三等航海士を船長の補佐につけ、操舵及び機関操作に別の乗組員2人を配置し、入船右舷着けの状態から那覇港新港ふ頭3号岸壁を離れて後進しながら右回頭した。</p> <p>本船は、船首が港口に向いた頃、船長が、左舷船首方に入航してくる船舶（以下「行会い船」という。）を認め、行会い船からVHF無線電話により右舷対右舷で通過する旨の連絡を受け、了解した旨を返答し、左転した。</p> <p>本船は、行会い船を通過した後、右舷船首方に左舷標識である那覇港泊第5号灯浮標（以下「5号灯浮標」という。）が見えていたので、船長が右舵5°を指示し、5号灯浮標を左方に見て西南西進中、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、左舷標識の意味を理解していたが、本事故当時、入港時と同様に左舷標識を左方に見て通過するものと思い込んでいた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.8m、船尾約5.5mであった。</p> <p>左舷標識は、水源（港の奥部）に向かって、標識の右側に可航水域が、左側に浅瀬等の障害物があることなどの意味を持ち、5号灯浮標の北側にはオネベ瀬と称する浅瀬がある。</p>
分析	本船は、港口に向けて西南西進中、船長が、入港時と同様に左舷標識である5号灯浮標を左方に見て通過するものと思い込んだことから、5号灯浮標の北側に向けて航行し、浅瀬に乗り揚げたものと考え

	られる。
原因	<p>本事故は、本船が、港口に向けて西南西進中、船長が、入港時と同様に左舷標識である5号灯浮標を左方に見て通過するものと思い込んだため、5号灯浮標の北側に向けて航行し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>本船を運航する北海道教育庁渡島教育局は、本船の乗組員に対し、次の事項等について指導徹底を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入港操船について、入念な事前打合せを行うこと。 ・ 各航海計器、使用海図及び航路の確認を行い、付近の浅瀬や危険海域を把握すること。